第２　地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

地域の農林水産物の利用の促進のために特に重要と考えられる以下の事項について目標を設定する。

１　直売所の年間販売額に関する目標

直売所（農林水産物（食用に供されるものに限る。以下同じ。）及びその加工品をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）における農林水産物及びその加工品の販売は、消費者に地域の新鮮な農林水産物を購入する機会を提供するなど、地域の農林水産物の利用を促進する上で中核となる取組であり、農林水産業の持続的かつ健全な発展には、それぞれの地域での取組が活性化していくことが重要であることから、主として農畜産物を取り扱う直売所について、都道府県単位での年間販売額が現状値（令和６年度）から維持・向上した都道府県の割合を令和12年度までに80％以上とすることを目指す。

２　学校給食における地場産物の使用の振興に関する目標

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地域の農林漁業及び関連事業の振興にもつながることから、学校給食において地場産物を使用する割合（金額ベース）について、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第１項に規定する食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指す。加えて、地域の特性に応じた地産地消を促進する観点から、国及び地方公共団体の農林水産部局は、学校給食における国産食材に占める地場産物の使用割合（金額ベース）を令和12年度までに全国平均で70％以上とすることを目指し、相互に連携して振興策を講じる。

３　都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する目標

農泊等の取組を通じ都市と農山漁村の交流を推進することは、都市農業の振興等と相まって都市住民等が農山漁村で活動する機会や食と農林漁業への認識を深める契機を提供し、その地域の活性化につながることから、農泊地域での年間延べ宿泊者数について、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第17条第１項に規定する食料・農業・農村基本計画に定める目標を達成することを目指す。

第３　地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

地域の農林水産物の利用を促進することにより、国産の農林水産物の消費を拡大するため、国及び地方公共団体は、以下の施策に取り組むよう努める。

１・２　（略）

３　学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進

⑴　関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じ、米の消費拡大、小麦・米粉、食肉の利用拡大、健康面からの野菜、果実、牛乳、乳製品、魚介類等の摂取増加等に資する施策と学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進に関する施策との連携に努める。

また、国は、令和８年４月から公立小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が行われるところ、地域の特性に応じた給食の質の向上に係る地方公共団体の取組を推進するため、地方公共団体の農林水産部局等における農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食への地域の農林水産物の利用に係る好事例を収集し、横展開を進める。

第２　地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

地域の農林水産物の利用の促進のために特に重要と考えられる以下の事項について目標を設定する。

１　直売所の年間販売額に関する目標

直売所（農林水産物（食用に供されるものに限る。以下同じ。）及びその加工品をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）における農林水産物及びその加工品の販売は、消費者に地域の新鮮な農林水産物を購入する機会を提供するなど、地域の農林水産物の利用を促進する上で中核となる取組であり、安定的な経営を行う直売所の数が増加することが重要であることから、主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が１億円以上のものの割合を、令和７年度までに50％以上とすることを目指す。

２　学校給食における地場産物の使用に関する目標

学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地域の農林水産物の活用にもつながることから、学校給食において地場産物を使用する割合（金額ベース）について、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第１項に規定する食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指す。

３　都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する目標

地域の農林水産物の利用の促進には、都市と農山漁村の交流の促進、都市農業の振興等を通じ、都市住民等が農山漁村で活動する機会や食と農林漁業への認識を深める契機の提供が重要であることから、グリーン・ツーリズム施設の年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数の合計を、令和７年度に1540万人とすることを目指す。

第３　地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

地域の農林水産物の利用を促進することにより、国産の農林水産物の消費を拡大するため、国及び地方公共団体は、以下の施策に取り組むよう努める。

１・２　（略）

３　学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進

⑴　関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じ、米の消費拡大、小麦・米粉、食肉の利用拡大、健康面からの野菜、果実、牛乳、乳製品、魚介類等の摂取増加等に資する施策と学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進に関する施策との連携に努める。